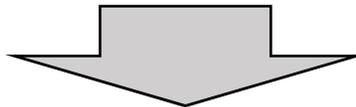


階段の寸法が緩和

平成29年9月26日施行

階段の種類別	階段及びその踊場の幅 (単位 cm)	蹴上げの寸法 (単位cm)	踏面の寸法 (単位 cm)
直上階の居室の床面積の合計が 200 m ² 以下の地上階又は居室の床面積の合計が 100 m ² 以下の地階若しくは地下工作物内におけるもの (注1)	75 以上	22 以下	21 以上



階段の種類別	階段及びその踊場の幅 (単位 cm)	蹴上げの寸法 (単位cm)	踏面の寸法 (単位 cm)
直上階の居室の床面積の合計が 200 m ² 以下の地上階又は居室の床面積の合計が 100 m ² 以下の地階若しくは地下工作物内におけるもの (注1)	75 以上	22 以下	21 以上
階段の両側に、手すりを設け、階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの (注2)	75 以上	23 以下	19 以上

(注1) (1)小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)における児童用のもの、
(2)中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業(物品加工修理業を含む。第130条の5の3を除き、以下同じ。)を営む店舗で床面積の合計が1,500 m²を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のものを除く

(注2) 用途変更に限らず、新築にも適用可能

I-PEC